

# 社会福祉法人富裕会 役員等及び評議員の報酬等並びに

## 費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人富裕会（以下「法人」という。）の定款第6条及び第8条並びに第21条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事並びに定款第6条に定める評議員選任・解任委員会委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、職務遂行の対価として役員等及び評議員に報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。また、役員等及び評議員が一日のうち一回を超える会議出席に際しての報酬等は、重複して支給しない。

- (1) 常勤の理事に報酬等を支給する。
- (2) 非常勤の役員等に報酬等を支給する。  
この法人の全理事の報酬総額は、年間35万円以内とする。  
この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- (3) 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬等を支給する。
- (4) 評議員選任・解任委員会委員に報酬等を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員・役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
  - 2 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
  - 3 評議員選任・解任委員会委員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第8条の規定に準じて支給)
- (2) 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
  - 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立て替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に準じて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号による改正後の社会福祉法）第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正 この規程は、平成 21 年 5 月 25 日から施行する。

全部改正 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正 この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

一部改正 この規程は、令和 2 年 6 月 13 日（評議員会の議決の日）から施行する。

別 表

別表第1	常勤の理事 の報酬	役職名	報酬の額	
		理事長	0円	
		業務執行 理事	0円	
		理 事	0円	
別表第2	非常勤の役 員の報酬	理 事	理事会への出席	日額11,000円
			上記の他、法人・施 設業務のための出勤	日額11,000円
		監 事	監事監査会への出席	日額11,000円
			上記の他、法人・施 設業務のための出勤	日額11,000円
別表第3	評議員の 報酬	評議員会への出席		日額15,000円
		上記の他、法人・施設業務の ための出勤		日額15,000円
別表第4	評 議 員 選 任・解任委 員会委員	評議員選任・解任委員会への 出席		日額11,000円

※ 決議の省略がされた場合役員報酬は、支給しない。